

札幌市障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金 Q&A (対象事業所)

No	質問	回答
1	1つの建物で複数のサービスを提供している場合、それぞれのサービスで交付対象となりますか。	<p>交付要綱第3条の各号を全て満たしている場合は、いずれのサービスも対象となり、それぞれで申請可能です。なお、申請は事業所番号及びサービス種別ごとに行う必要がありますが、以下のとおり一部例外があります。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一建物で実施している就労継続支援A型とB型：それぞれで申請可能
2	空床型の短期入所は交付対象となりますか。	空床型の短期入所は、定員の定めがなく、他サービスに付帯して提供されているため、交付対象外となります。
3	障害者支援施設については、交付対象・支援単価をどのように考えますか。	<p>基本的にはNo1のとおりサービスごとに交付対象となりますが、昼間実施サービスは施設入所支援に付帯して提供されているため、昼間実施サービスの定員から施設入所支援の定員を減じた数を適用します。</p> <p>(施設入所支援に対しては入所事業所の支援単価を適用しており、昼間実施サービスについても通常どおり支援を行うと重複して支援することとなるため、昼間実施サービスのうち、外部からの通所を想定している利用定員分(昼間実施サービスの定員から施設入所支援の定員を減じた数)に対してのみ交付します。)</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援(定員50名) + 生活介護(定員30名)：施設入所支援(定員50名)として申請可能、生活介護は申請不可 ・施設入所支援(定員50名) + 生活介護(定員70名)：施設入所支援(定員50名)、生活介護(定員20名)として申請可能 ・施設入所支援(定員50名) + 生活介護(定員40名) + 就労継続支援B型(定員15名)：施設入所支援(定員50名)、就労継続支援B型(定員5名)として申請可能
4	児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定を一体的に受けている場合、定員が共通となりますが、交付対象・支援単価をどのように考えますか。	児童発達支援と放課後等デイサービスで定員を分けることができないため、1つのサービスとして取扱い、「児童発達支援+放課後等デイサービス」として1件の申請が可能です。

札幌市障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金 Q&A (交付要件)

No	質問	回答
5	利用者に対して既に食費の値上げをしている場合は対象になりますか。	対象となります。なお、交付要綱第1条に示す本事業の目的を十分に理解していただき、可能であれば、改めての値下げや食事内容などにより利用者への還元を御検討ください。
6	おやつのみ提供している場合は対象になりますか。	対象外となります。
7	現在、事業所を休止している場合は対象になりますか。	対象外となります。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響による一時的な休業の場合は対象となります。
8	利用者への食事提供を、調理会社や配食会社に委託していますが、対象になりますか。	対象となります。自前での調理や業者委託など、食事の提供方法は問いません。 なお、これまで委託料を増額せずに利用者への食事内容を工夫しながらやり繰りしていた場合などにおいては、交付要綱第1条に示す本事業の目的を十分に理解していただき、可能であれば、食事内容などにより利用者への還元を御検討ください。
9	学校の長期休業期間中（夏休み・冬休み等）のみ食事の提供をしている場合は対象になりますか。	対象外となります。
10	値上げた食材費を全額利用者へ転嫁している場合は対象となりますか。	対象外となります。利用者へ十分に転嫁できてない場合は対象となります。

札幌市障害福祉サービス事業所等食材費高騰対策特別支援金 Q&A (その他)

No	質問	回答
11	交付申請書の「4 定員」の項目については、実利用者数に関わらず、運営規程等により定める利用定員を指しているということで間違いありませんか。	お見込みのとおりです。
12	一つの法人で複数の事業所を運営していますが、まとめて申請できますか。	事業所及びサービス分類ごとに申請していただく必要があります。
13	申請後、支援金が振り込まれるのはいつ頃になりますか。	令和5年7月下旬から8月下旬を目途に振込予定です。
14	支援金の振込先を、国保連に登録している口座以外にすることはできますか。	原則としてできません。
15	交付要綱第8条の調査等とはどのようなものですか。	調査等は、申請時や交付後において、交付要綱第3条の各号を全て満たしていることに疑義が生じた場合などに実施します。この際、本市の求めに応じて拳証書類の提出や説明等をしていただきます。交付要件を満たしていないことが判明した場合や調査等に真摯に応じていただけない場合は、交付要綱第7条に基づき交付決定の取消し等を行います。